

新型コロナウイルス感染防止対応地方創生臨時交付金の  
大幅な増額を求める意見書

今般、国においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されたところである。

政府から示された交付限度額の算定方法は、地方公共団体の人口や各地域における感染状況、財政力指数により算定されるものとなっており、産業が集積する大都市部における社会・経済への大きな影響が十分考慮されていない。

本市においては、新型コロナウイルス感染症対策としてこれまで、同感染症の拡大防止や、くらしと経済を支えるセーフティネット強化等、様々な対策に乗り出したところである。

さらに今後は、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、医療面・経済面から命を守る取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた対策など次々に打ち出していかなければならず、引き続き多額の予算措置を伴うことが想定される状況である。

また、本市の地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、特定感染症指定医療機関に指定され、新型コロナウイルス重症肺炎患者の受け入れ機関として機能を果たしてきた。

そこで、本市は新型コロナウイルス感染症拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を引き続き強力かつ迅速に進めるため、補正予算に計上されている予備費の活用も含め、国におかれては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

泉佐野市議会